

安全対策が必要なバス停留所に対する安全性確保対策の実施状況等について

【資料 3】

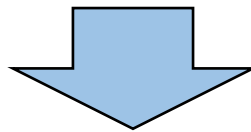
1 バス停留所の安全性確保対策とは											
国土交通省からの通達及び事務連絡に基づき、バス事業者及び運輸支局等が抽出した安全対策が必要なバス停留所を運輸支局、警察本部、バス事業者等の関係機関で構成された合同検討会を通じて、安全上の優先度を判定したうえで、横断歩道や交差点に近接した停留所等について、関係各所と連携して停留所の移設・廃止、ハード対策、注意喚起のための看板設置や車内アナウンスの実施等を検討し、バス停留所の安全確保に努める。											
2 安全対策が必要なバス停留所に対する安全性確保対策の実施状況及び安全対策実施後における優先度ランクについて											
番号	バス停留所名	所在地	バス事業者名	所管警察署名	路線名	道路管理者	対策前におけるバス停留所の状況		安全対策の実施状況	安全対策実施後の優先度ランク	備考
							バス停留所の現状	優先度ランク			
1	五百野 (平木向き)	津市美里町五百野1291番地先	三重交通	津署	国道163号線	津建設事務所	バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかる停留所	A	令和4年9月1日 バス停留所の移設	非該当	
			津市（コミュニティバス） 【委託先：三重交通】								
2	平木口 (津駅向き) (平木向き)	津市美里町平木601番地先	三重交通	津署	国道163号線	津建設事務所	バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかる停留所	A	令和4年11月3日 横断歩道の廃止	非該当	
3	銭懸 (津駅向き) (棕本向き)	津市高尾野町633-23番地先	三重交通	津署	県道10号線	津建設事務所	バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかる停留所	A	令和3年4月1日 バス停留所の移設	非該当	
4	小川 (三行向き) (津駅向き)	津市一身田町豊野1650番地先	津市（自主運行バス） 【委託先：三重交通】	津署	県道55号線	津建設事務所	バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかる停留所	A	令和3年4月1日 バス停留所の移設	非該当	
5	鹿毛 (市場向き)	津市安濃町清水97番地先	三重交通	津署	西古河町 安東町 第1号線	津市	バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかる停留所	A	令和2年11月19日 注意喚起の看板を設置	A	解消に向けて、現在、三重交通㈱、津警察署及び道路管理者と協議中
6	一身田東 (三行向き) (津駅向き)	津市一身田町367-1番地先	津市（自主運行バス） 【委託先：三重交通】	津署	栗真中山町 一身田駅線	津市	バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかる停留所	A	令和2年11月19日 注意喚起の看板を設置	A	解消に向けて、現在、三重交通㈱、津警察署及び道路管理者と協議中

1 いおの 五百野（平木向き） 津市美里町五百野 1 2 9 1 番地先

対策日：令和 4 年 9 月 1 日

対策内容：関係機関と協議のうえ、バス停留所の移設により対策を講じた。

【対策前】



【対策後】

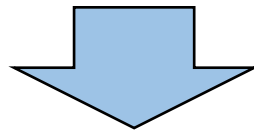


2 ひらぎくち
平木口（津駅向き・平木向き） 津市美里町平木601番地先

対策日：令和4年11月3日

対策内容：関係機関と協議のうえ、横断歩道の廃止により対策を講じた。

【対策前】



【対策後】

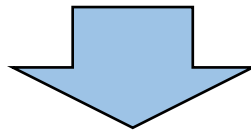


3 ^{ぜにかいけ} 銭懸（津駅向き・棕本向き） 津市高野尾町633-23番地先

対策日：令和3年4月1日

対策内容：関係機関と協議のうえ、バス停留所の移設により対策を講じた。

【対策前】



【対策後】

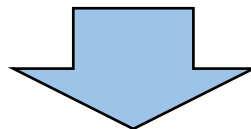


4 こがわ 小川（三行向き・津駅向き） 津市一身田豊野1650番地先

対策日：令和3年4月1日

対策内容：関係機関と協議のうえ、バス停留所の移設により対策を講じた。

【対策前】



【対策後】



5 ^{しかも} 鹿毛（市場向き） 津市安濃町清水 9 7 番地先

対策日：令和 2 年 1 1 月 1 9 日

対策内容：バス停留所の移設等によるハード面での安全対策が困難であるため、
注意喚起のための看板を設置し、ソフト面での安全対策を講じた。



6 ^{いっしんでんひがし} 一身田 東（三行向き・津駅向き） 津市一身田町 3 6 7 - 1 番地先

対策日：令和 2 年 1 1 月 1 9 日

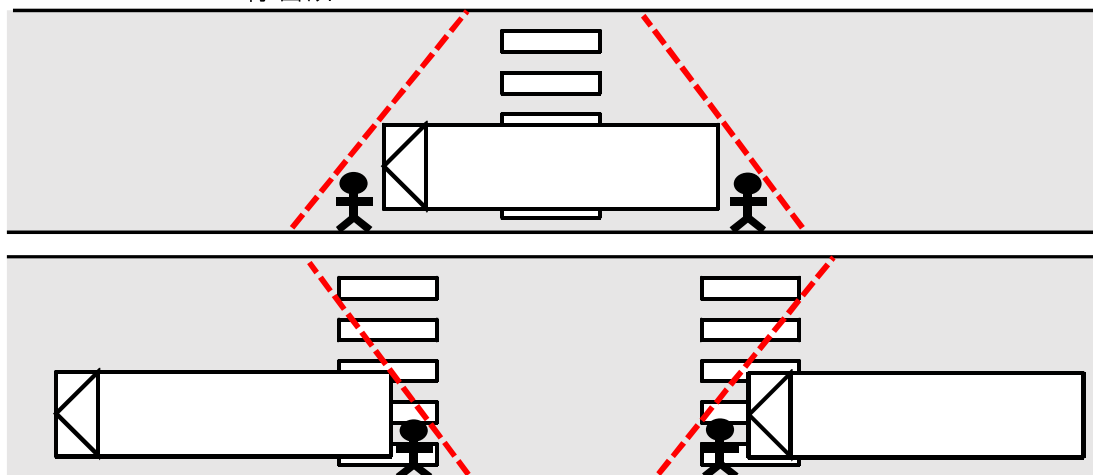
対策内容：バス停留所の移設等によるハード面での安全対策が困難であるため、
注意喚起のための看板を設置し、ソフト面での安全対策を講じた。



【図】

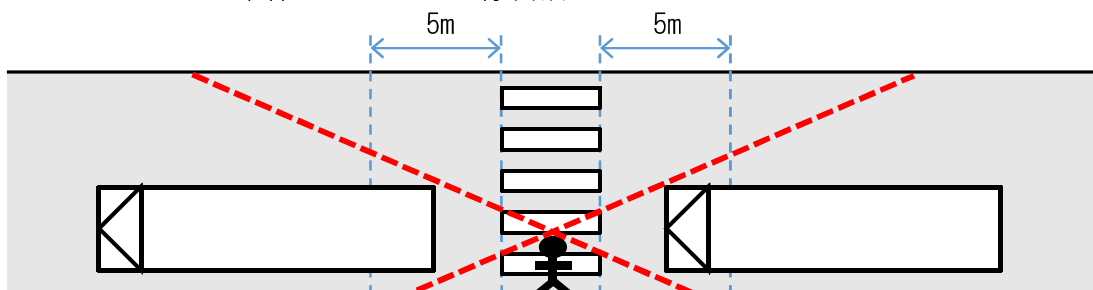
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



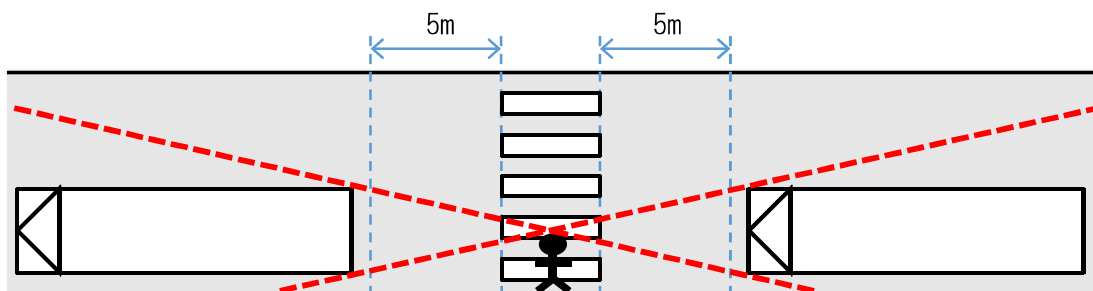
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。